

財務局工事等成績評定苦情審査委員会運営要領

17財建技第193号
平成18年3月30日

(趣旨)

第1条 この要領は、財務局工事等成績評定苦情審査委員会（以下「局委員会」という。）の運営その他手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(局委員会の開催等)

第2条 局委員会は、当該工事若しくは当該設計等委託を主管する課の課長（以下「工事主管課長」という。）から依頼があったときに、随時開催するものとする。

2 局委員会の事務局は、建築保全部技術管理課（以下「局委員会事務局」という。）に置く。

(審査依頼手続)

第3条 工事主管課長は、苦情申立者から苦情申立書が提出されたときは、遅滞なく議案を作成し、関係資料を添付の上、別記様式1（財務局工事等成績評定苦情審査委員会付議依頼書）を局委員会開催日の7日前までに局委員会事務局に提出しなければならないものとする。

2 工事主管課長は、前項の規定により別記様式1を提出しようとするときは、局委員会の円滑かつ効率的な調査審議を図るため、あらかじめ建築保全部技術管理課長に協議し、技術管理課長は協議を受けた局委員会開催日を調整しなければならないものとする。

(議案の作成等)

第4条 議案の作成等は、次のように行う。

- 一 議案の様式は、別記様式2のとおりとする。
- 二 議案の作成に当たっては、簡潔、明瞭に作成するものとする。
なお、複雑な事項については、要点を箇条書きにするなどわかりやすく整理するものとする。
- 三 議案は、20部作成するものとする。
- 四 議案の説明は、原則として工事主管課長が行うものとする。

(苦情申立者への回答)

第5条 通知者は、別記様式3により、当該苦情申立者へ回答するものとする。

(回答書の送付)

第6条 通知者は、前条の規定により回答を行ったときには、回答書の写し及び当該苦情に関する一連の資料を添えて局委員会事務局へ送付するものとする。

附 則（平成18年3月30日付17財建技第193号）

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月20日付19財建技第176号）

この要領は、平成20年1月1日から適用する。

附 則（平成20年10月24日付20財建技第170号）

この要領は、平成20年11月4日から適用する。

附 則（平成23年11月9日付23財建技第124号）

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（令和4年3月10日付3財建技第326号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

財務局工事等成績評定苦情審査委員会付議依頼書

第 号
年 月 日

委 員 長 殿

通 知 者

財務局工事等成績評定苦情審査委員会に付議するため、下記工事・設計等委託に係る苦情についての議案を別添のとおり提出しますので、手続方よろしくお取り計らい願います。

記

件 名			
場 所			
契 約 日		完 了 日	
契約の相手方	住 所		
	氏名又は名称		
契 約 金 額			
備 考			

財務局工事等成績評定苦情審査委員会（議案）

区分			
所管部署			
業種		等級／分野	
件名			
場所			
概要			
契約日		完了日	
契約の相手方			
契約金額			

苦情申立者			
苦情のある事項			
根拠となる事項			
事前審査の経緯			

(備考)			
------	--	--	--

回 答 書

年 月 日

申立者の住所商号氏名等
殿

通知者

件 名			
場 所			
契 約 日		完 了 日	
契 約 金 額			
苦情のある事項			
苦情事項に 対する回答			

この回答に苦情がある場合は、以下の「再苦情申立て宛先及び提出先」に対して、この回答を受けた日の翌日から起算して14日以内（期間の末日が、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項の東京都の休日に当たるときは、当該期間はその翌日に満了する。）に書面により再苦情の申立てを行うことができます。再苦情に対する回答は、書面により行います。

「再苦情申立て宛先及び提出先」

宛先：契約担当者等 提出先：工事主管課長